

◆手続きの流れ◆

準備	8月末まで	<ul style="list-style-type: none"> 各団体内で合意を得たうえで、設置場所や台数等を協議して市担当に報告してください。（8月末までに報告がない場合、次年度に申請を受付できない場合があります） 警察署と協議し設置場所を決定します。 見積比較のうえで、設置業者を決定します。 設置箇所の土地所有者や近隣住民への説明及び承諾を行います。
～翌年～		
申請	<ul style="list-style-type: none"> 4月～6月まで（町会・自治会、連携商店街等） 7月～8月まで（商店街等） 	補助金の申請書類を作成し、市に提出します。
設置	<ul style="list-style-type: none"> 10月～2月まで（町会・自治会、連携商店街等） 12月～2月まで（商店街等） 	補助金の交付決定後、各種許可申請（電柱共架申請等）を行い、防犯カメラ設置工事を行います。
報告	設置後	<ul style="list-style-type: none"> 設置工事後、各団体から設置業者に費用を支払います。（設置工事費用全額です） 各団体より市へ実績報告書を提出します。 市は提出された実績報告書を確認し、補助金交付額を確定します。 各団体より市へ補助金を請求します。 市から各団体へ補助金を支出します。
	運用開始後	防犯カメラ設置後5年間は、毎年防犯パトロールなどの活動報告書を作成し、市に提出します。（5年経過した後も、防犯パトロールなどの防犯活動の継続をお願いします）

※1 商店街等とは商店街（※2）及び商店街の連合会（※3）をいう。

※2 商店街とは次に掲げるものをいう。

①商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合

②中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合

③次に掲げる事項に照らし、市が商店街と認めるもの

- 当該区域で中小小売商業またはサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
- 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
- 当該区域内に人または車両が常時通行できる道路があること。

※3 商店街の連合会とは次に掲げるものをいう。

①商店街振興組合法により設立された連合会

②中小企業等協同組合法により設立された連合会

③上記以外で区市町村単位に組織された商店街連合会